

# 北 総 救 命 会 規 則

## (会費)

第1条 本会に入会しようとするものは、入会金と会費を納めなければならない。

### 2 入会金

① 一般会員 2,000円

② 学生会員 無料

### 3 会費 3,000円(年額)

## (委員会)

第2条 本会に委員会を置く。委員会の名称は、次のとおりである。

①Basic Skill(基本手技活動)委員会

②ITLS-ACCESS 委員会

③JPTEC 委員会

④Medical Rally 委員会

⑤MCLS 委員会

⑥PCEC(意識障害病院前救護標準化)委員会

⑦フォーラム委員会

2 委員会に顧問を置いた場合は、会長から顧問の委嘱状を発行するものとする。

3 顧問と委員会委員長の名簿は別に定める。

4 委員会名簿は、各委員会が管理するものとする。

## (運営費用)

第3条 委員会は、会を運営するために受講者から費用負担を求めることができる。

2 フォーラムに参加する北総救命会会員以外は、各フォーラム参加につき参加費 2,000円を徴収するものとする。

## (書式様式)

第4条 書式の様式は、次のとおりとする。

①様式1 入会申込書

②様式2 退会届出書

③様式3 顧問委嘱状

④様式4 名簿

(改正) この規則の改正は、幹事会の決定による。

## (付則)

本規則は平成23年10月1日から施行する。